
鴻巣市農業集落排水事業 経営戦略

計画期間[令和2年度～令和11年度]
(2020年度～2029年度)

令和8年3月改訂版



鴻巣市

鴻巣市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 鴻巣市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月 (予定) (当初策定 令和2年3月)

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

本市の農業集落排水事業は、一部の農村地域において実施しており、平成2年に笠原地区、平成7年に笠原第2地区、平成15年には郷地・安養寺地区と上会下地区が供用を開始しました。これにより、4地区の整備が完了しています。これらの施設は供用開始から21年から34年が経過しており、平成23年度と平成24年度に笠原地区処理施設の改修工事を、平成30年度と令和元年度には、笠原第2地区処理施設の改修工事を行いました。残る2施設についても老朽化対策が必要となる時期にさしかかっています。

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数) ※令和6年度末を記載	平成2年10月1日 笠原地区(34年) 平成7年4月1日 笠原第2地区(29年) 平成15年3月31日 郷地・安養寺地区(21年) 平成15年4月1日 上会下地区(21年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法一部適用(財務適用) 適用年月日:令和6年4月1日
処理区域内人口密度	13.0(人/ha)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	4処理区(笠原地区、笠原第2地区、郷地・安養寺地区、上会下地区)		
処理場数	4施設(笠原地区、笠原第2地区、郷地・安養寺地区、上会下地区)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	埼玉県生活排水処理施設整備構想の一部として策定された「広域化・共同化計画」では、具体的な施策として「農業集落排水施設の下水道接続」が位置づけられています。この計画に基づき、施設の最適配置を検討し公共下水道への接続を進めることとしています。現在、公共下水道区域に隣接する農業集落排水施設の接続についても検討が進められています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本料金と人数割料金により算定しています。						
業務用使用料体系の概要・考え方	基本料金と人数割料金及び割増料金により算定しています。						
その他の使用料体系の概要・考え方	基本料金と人数割料金及び割増料金により算定しています。						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載 (1カ月あたり消費税別)	令和4年度	2,750	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載 (1カ月あたり消費税別)	令和4年度	2,466	円
	令和5年度	2,750	円		令和5年度	2,538	円
	令和6年度	2,750	円		令和6年度	2,559	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	1名
事業運営組織	本市の農業集落排水事業は、「下水道課」と「経營業務課」において業務を行っており、その所属は市長の管轄下となっています。 令和6年4月1日より、地方公営企業法の一部適用(財務適用)が行われ、農業集落排水事業特別会計から、農業集落排水事業会計へと移行しました。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理施設維持管理業務などを民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

1 人口の見通し

(1) 行政区域内人口

本市の行政区域内人口は、平成27年度の119,076人から令和6年度には117,473人まで減少しています。第6次鴻巣市総合振興計画に示されている通り、本市の行政人口は、ゆるやかに減少する見込みです。

人口の推計値は、高位推計と低位推計が用いられています。低位推計とは国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計に準拠した推計方法です。高位推計とは、本市が目指すべき将来人口ですが、今後、実績との乖離が生じた場合には、農業集落排水施設使用料が過大に見積もられる恐れがあります。そこで、本市では低位推計を基に行政区域内人口を設定し、将来にわたって持続可能な農業集落排水事業運営を目指します。

(2) 処理区域内人口及び水洗化人口

本市における農業集落排水事業は、4つの地区で整備が完了しています。処理区域内人口は、平成27年度の2,976人から令和6年度には2,481人となり減少傾向にあります。

水洗化人口も同様に、平成27年度の2,700人から令和6年度には2,350人となり、減少しています。本市の行政人口は減少傾向にあり、将来的に処理区域内人口及び水洗化人口ともに減少する見込みです。

(2) 有収水量の予測

水洗化人口は減少する見込みであり、また、1人当たりの有収水量(水需要)は現状と比べて、ほぼ変わらずに推移すると予測されることから、将来的な有収水量は減少する見通しです。

(3) 使用料収入の見通し

農業集落排水施設使用料は、現在、基本料金と人数割料金により算定しています。

現行の使用料体系を維持する場合、水洗化人口は減少傾向にあるため、使用料収入も減少していく見込みです。

今後は農業集落排水施設の公共下水道への接続を検討する際に、従量制による使用料体系についても検討する必要があります。ただし、現在のところ実施時期は未定となっています。

(4) 施設の見通し

本市における農業集落排水事業は、4つの地区で整備が完了しており、生活排水処理基本計画では、新規着手をしない方針となっています。

今後は、最適整備構想に基づき、既存施設の適切な維持管理を行いつつ、公共下水道への接続を検討していく予定です。

(5) 組織の見通し

現在、農業集落排水事業では1名の体制で事業運営を行っています。職員数については、公共下水道事業も含めた効率的な事業運営により適正な定員管理に努めるとともに、職員の世代交代を円滑に進め、技術継承が行えるよう、業務の見える化や研修の充実などを図ります。

(公共下水道事業では、11名の体制で事業運営を行っています。)

3. 経営の基本方針

基本方針

○農村地域の水質保全

計画的な施設維持管理を実施し、農村地域の生活環境の向上、農業用水の水質保全に努めます。

○接続率の向上、財源確保

戸別訪問などを通じて未接続世帯の普及促進を図るとともに、未収金対策による収納率の向上に努めます。

○持続可能なサービスの提供

農業集落排水施設のストックマネジメントを実施するための最適整備構想に基づき、計画的な修繕や改築を実施することにより、持続可能で安定的なサービスを提供します。今後は、農業集落排水施設の公共下水道接続を進め、施設の統廃合(最適配置)の検討も行います。

○技術、知識の維持・向上

職員の技術力確保と人材育成のため、外部研修へ積極的に参加します。

経営上の管理目標

○経費回収率

原価計算表(令和7年度から11年度までの平均)に示されている使用料収入、使用料対象経費から経費回収率を算定すると59.8%となる。投資財政計画に基づいた事業執行により、この経費回収率を目標とします。

○一般会計補助金(基準外繰入金)

独立採算制を目指す観点から、基準外繰入金比率(収益的収入分)を低減させるための検討を行います。(総務省の一般会計繰出基準に基づかない繰入金の削減に向けた検討を行います。)

○内部留保資金

不測の災害が発生した場合等に備え、農業集落排水事業の事業規模(営業収益)の1年以上の内部留保資金の確保に努めます。

○企業債残高

企業債については、元金償還額の範囲内で借入を行い、残高の抑制に努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	最適整備構想に基づき、ストックマネジメントを実施し、施設の長寿命化に努めるとともに、農業集落排水施設の公共下水道接続を進め、施設の統廃合の検討を行います。
-----	---

本収支計画では、最適整備構想のうち、計画期間中に予定している以下の事項を投資額として見込んでいます。

・マンホール蓋改築工事(笠原、笠原第2地区)

鴻巣市生活排水処理基本計画において、新規施設の整備は行わない方針のため、新規整備に伴う建設改良費は見込んでいません。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	人口減少に伴い農業集落排水施設使用料収入が減少する見込みの中で、安定的に事業を継続していくためには、他会計からの繰入金に依存せず、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要があります。令和6年からは、地方公営企業法の一部適用(財務適用)を行い、経営状況を分析するとともに、独立採算の観点から、農業集落排水施設使用料の在り方について検討します。
-----	---

(農業集落排水施設使用料)

- ・農業集落排水施設使用料は、現在、基本料金と人数割料金に基づいて算定しています。
- ・現行の使用料体系を維持した場合、水洗化人口は減少傾向にあることから、使用料収入も減少していく見込みです。
- ・今後、独立採算の観点から、農業集落排水施設使用料の在り方について検討するとともに、併せて従量制による使用料体系についても検討していく必要があります。

(営業収益)

- ・雨水処理負担金:計上なし
- ・受託事業収益:計上なし
- ・その他:計上なし

(営業外収益)

- ・他会計負担金:一般会計繰出基準に基づき算定
- ・他会計補助金:収益的収支が不足する場合に計上(基準外繰入)
- ・長期前受金戻入:資産の取得に要した補助金を収益化
- ・その他:計上なし

(資本的収入)

- ・企業債:過年度の発行実績に基づき算定
- ・他会計負担金:一般会計繰出基準に基づき算定
- ・他会計補助金:資本的収支が不足する場合に計上(基準外繰入)
- ・固定資産売却代金:計上なし
- ・国・県補助金:過年度の交付実績に基づき算定
- ・工事負担金:汚水管路施設の新設に係る工事費の5%を計上(受益者分担金)
- ・その他:計上なし

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<ul style="list-style-type: none"> ・職員給与費:平成30年度から令和4年度までの平均値をもとに改定率上昇を見込んで算定 ・動力費:平成30年度から令和4年度までの平均値をもとに物価上昇を見込んで算定 ・修繕費:最適整備構想で見込まれている修繕費用と定例的修繕費を見込んで算定 ・材料費:平成30年度から令和4年度までの平均値をもとに物価上昇を見込んで算定 ・委託費:委託内容により過年度の実績や最新の契約額をもとに物価上昇を見込んで算定 ・減価償却費:資産の法定耐用年数により、定額法で算出(下水道施設50年) ・支払利息:令和5年度までの起債に対する支払利息は、公債台帳の数値を採用。令和6年度以降の起債に対する支払利息は、元利均等方式、新規整備は償還期間30年、うち据置5年、改築更新は償還期間30年、据置期間なし、年利率1.5%で算定 ・企業債償還金:令和5年度までの起債に対する企業債償還金は、公債台帳の数値を採用。令和6年度以降の起債に対する企業債償還金は、元利均等方式、新規整備は償還期間30年、うち据置5年、改築更新は償還期間30年、据置期間なし、年利率1.5%で算定

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	汚水処理施設の効率的な事業運営が求められる中、埼玉県生活排水処理施設整備構想の一部として、公共下水道と農業集落排水施設を広域化・共同化する計画が位置づけられています。今後、農業集落排水施設の公共下水道接続を進め、施設の統廃合について検討を行います。
投資の平準化に関する事項	最適整備構想に基づき施設の長寿命化に努めながら、今後増加が予想される改築や修繕等の費用について、計画的に事業を進め、機能確保に向けた投資の平準化を目指します。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	包括的民間委託等については、公共下水道事業と併せて導入を検討するなど、費用対効果を検証しながら検討を進めています。
その他の取組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	経営の健全性の確保を目指し、収益的収支比率や経費回収率等の財務指標から経営状況を慎重に判断し、適切な使用料の改定について検討していきます。 今後、人口減少に伴う農業集落排水施設使用料収入の減少が見込まれる中、安定的に事業を継続するためには、他会計からの繰入金に依存せず、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要があります。そのため、次期(令和12年度～令和21年度)経営戦略の策定後に、改めて農業集落排水施設使用料の在り方について検討し、必要に応じて使用料の改定を予定しています。
資産活用による収入増加の取組について	なし
その他の取組	なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	維持管理費用の包括的民間委託等については、公共下水道事業と併せて導入を検討し、費用対効果を検証しながら検討を進めています。
職員給与費に関する事項	職員は1名を予定。平成30年度から令和4年度までの平均値と人件費上昇(年+1.0%)を踏まえ算定
動力費に関する事項	平成30年度から令和4年度までの平均値と物価上昇を踏まえ算定 機器の更新等の際には省電力型機器の導入を検討していきます。
薬品費に関する事項	費用が大きくないため、業務委託に含めて発注しています。
修繕費に関する事項	平成30年度から令和4年度までの平均値と物価上昇を踏まえ算定 最適整備構想に基づき、計画的に維持管理を行うことで、突発的な修繕費用の削減を図ります。
委託費に関する事項	包括的民間委託等により経費削減の可能性があるか、公共下水道事業と併せて導入検討するなど、費用対効果を検証しながら進めています。
その他の取組	なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	<p>本経営戦略は、令和元年度に策定した後、最適整備構想の策定により更新費用の平準化を図る計画が示されたことから、その内容を反映し、計画の見直しを行うものです。</p> <p>令和6年4月より地方公営企業法が適用されたため、令和6年度以降の投資・財政計画は法適用の様式に変更しています。</p> <p>経営戦略改定後も、進捗管理を行い実効性を高めるとともに、概ね5年ごとに見直しを行うこととします。</p>
-------------------------	---

経営比較分析表（令和4年度決算）

埼玉県 鴻巣市

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業廃排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭単価(円)
-	該当数値なし	2.19	88.89	3,025

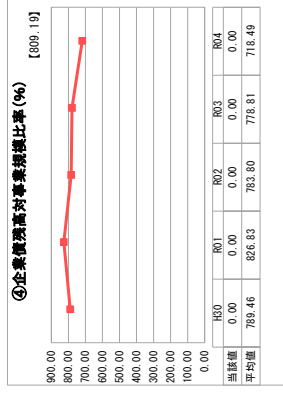
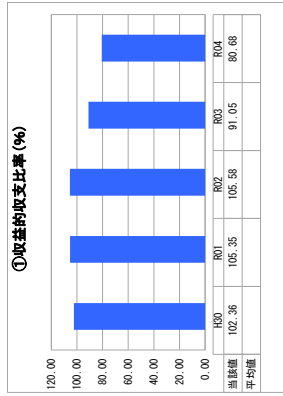
人口(人)	面積(m ²)	人口密度(人/m ²)
117,798	67.44	1,746.71
処理区域外人口(人)	処理区域面積(m ²)	処理区域外人口密度(人/m ²)
2,582	1.97	1,310.66

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

「①収益的収支比率」処理施設の設備修繕等により総費用が増加したことにより比率が減少した。黒字化を達成するため、引き続き接続率の向上と費用削減に努める。

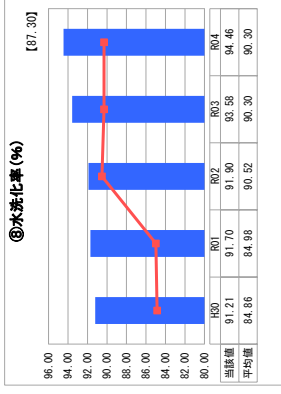
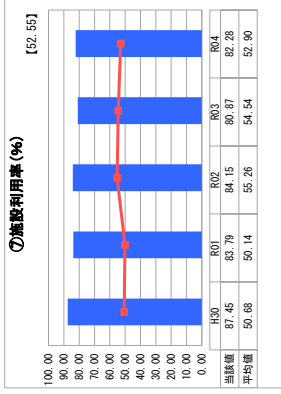
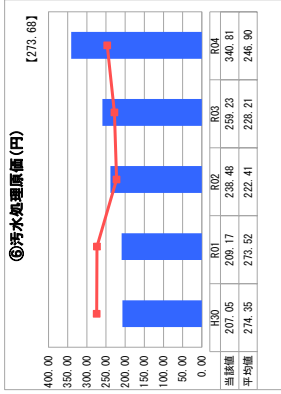
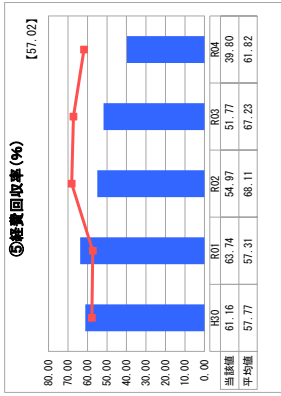
「②企業債償還対事業規模比率」0%であり、類似団体平均値778.81%と比較して極めて低く、良好な状態である。

「③経費回収率」処理施設の設備修繕等により汚水処理経費が増加したこと、前年度から比率が大きくなる減少しており、類似団体平均値を下回っている。①と同様、使用料の確保と維持管理費用の見直し・削減を進め、比率向上に努める。

「④汚水処理原価」年間取水量が減少し、大規模な修繕の発生により汚水処理原価は増加しており、類似団体平均値を上回っている。①、②と同様、計画的な維持管理に努め、経費削減に取り組む。

「⑤施設利用率」類似団体平均値と比較し高い数値を維持しており、今後も適切な施設規模を維持し、効率的な運営を継続する。

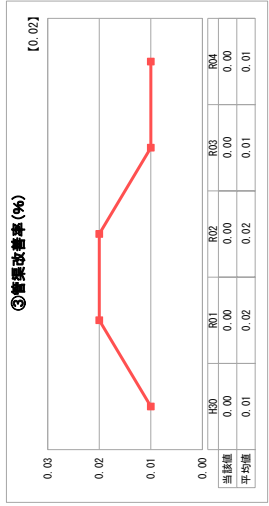
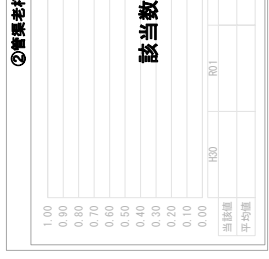
「⑥水洗化率」類似団体平均値と比較し高い数値を維持しており、引き続き未接続者の個別訪問等により水洗化率向上に努める。



2. 老朽化の状況について

「③管理改善率」管渠の更新・改良等は実施しておらず、0%であるが、処理施設については、平成23年度、平成24年度に空原第2地区処理施設の改修工事を行い、令和4年度に空原第2地区処理施設の改修工事を行っている。

2. 老朽化の状況



全体総括

接続率の向上による使用料の増収や適切な施設の維持管理による汚水処理原価の削減に努め、収益的収支比率や経費回収率の向上など、経営の健全化を図ることとする。

また、最悪設備補修を踏まえ、各施設の変化状況による優先度を把握した段階で、工事費の平準化や長寿命命命化の取組的な改修を検討することとする。

令和6年度より地方公営企業法を一部適用し法適用事業となり、令和7年度には経営戦略の見直しを予定しており、資産をばらばらとすることを想定して把握し、安定したサービス提供のため、持続可能な事業計画を検討する。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

経営比較分析表（令和5年度決算）

埼玉県 鴻巣市

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業落排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭単価(円)
-	該当数値なし	2.17	91.24	3.025

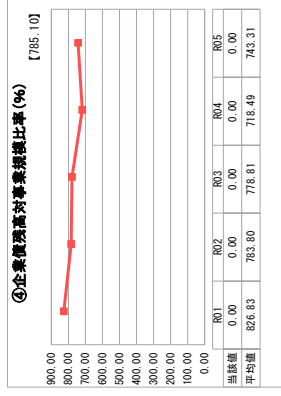
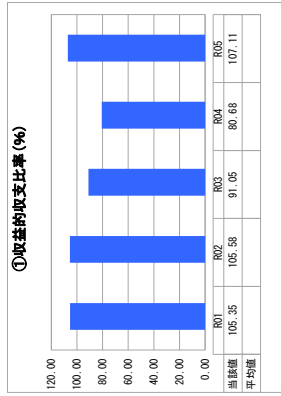
面積(m ²)	人口(人)	人口密度(人/m ²)
67.44	117,582	1,743.51
処理区域面積(m ²)	処理区域人口(人)	処理区域人口密度(人/m ²)
1,97	2,557	1,297.97

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

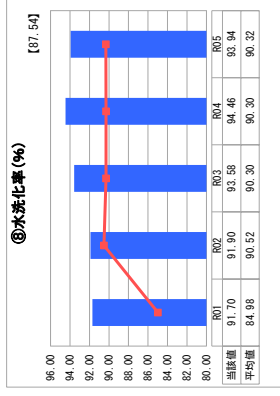
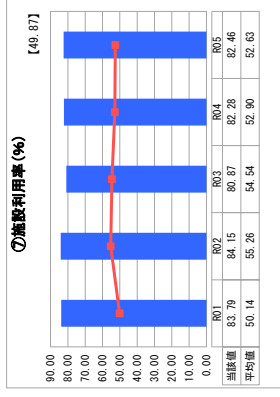
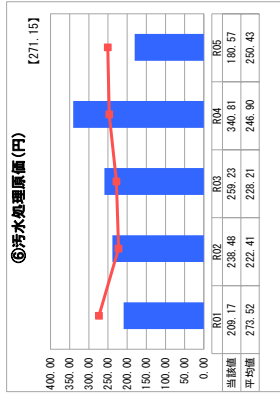
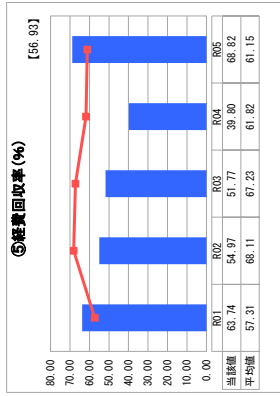
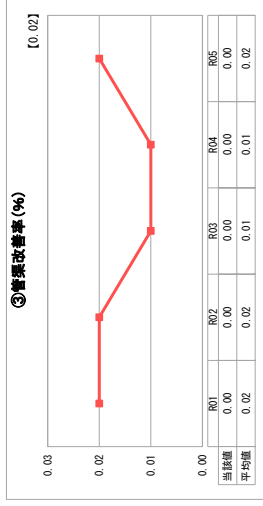
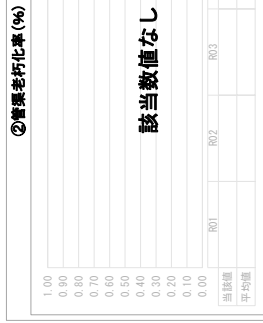


分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 「①収益的収支比率」令和6年度より公営企業会計に移行したことに伴い、打ち切り決算となったことにより、総費用が減少したことにより比率が上昇した。黒字化を達成するため、引き続き繰越比率の向上と費用削減に努める。
 「②黒字化健全比率」令和6年度より公営企業会計に移行したことに伴い、打ち切り決算となったことにより、総費用が減少したことにより比率が上昇した。黒字化を達成するため、引き続き繰越比率の向上と費用削減に努める。
 「③流動比率」令和6年度より公営企業会計に移行したことに伴い、打ち切り決算となったことにより、総費用が減少したことにより比率が上昇した。黒字化を達成するため、引き続き繰越比率の向上と費用削減に努める。
 「④企業債返済対事業繰越比率」令和6年度より公営企業会計に移行したことに伴い、打ち切り決算となったことにより、総費用が減少したことにより比率が上昇した。黒字化を達成するため、引き続き繰越比率の向上と費用削減に努める。
 「⑤経費削減率」令和6年度より公営企業会計に移行したことに伴い、打ち切り決算となったことにより、総費用が減少したことにより比率が上昇した。黒字化を達成するため、引き続き繰越比率の向上と費用削減に努める。
 「⑥汚水処理原価」年間で汚水処理原価は大きく減少し、削減を進め、比率向上に努める。
 「⑦施設利用率」類似団体平均値と比較し高い数値を維持しており、今後も適切な施設維持を維持し、効率的な運営を継続する。
 「⑧水洗化率」類似団体平均値と比較し高い数値を維持しており、引き続き未接続者への個別訪問等により水洗化率向上に努める。

2. 老朽化の状況について

「③管渠改善率」管渠の更新・改良等は実施しておらず、0%であるが、処理施設については、平成23年度、平成24年度に笠原地区処理施設、平成30年度、令和5年度に笠原第2地区処理施設の改修工事を行っている。



2. 老朽化の状況

全体総括

接続率の向上による使用料の増収や適切な施設の維持管理による汚水処理原価の削減に努め、収益的収支比率や経費削減率の向上など、経営の健全化を図ることとする。
 また、最適整備構想を踏まえ、各施設の劣化状況による修繕費を把握した段階で、工事費の平準化や長寿命化の効率的な改善を検討することとする。
 令和6年度より地方公営企業法の一部適用し法適用事業となった。また、経営戦略の厘正を予定している。また、経費削減の観点から、経費削減を比較可能な形で把握し、安定したサービス提供のため、持続可能な事業計画を検討する。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

4.(1) 投資・財政計画 資本的収入及び支出

区分	年度												
	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
資本的収入	1. 企業費平準化債 うち資本費平準化債	14,900		12,600	2,000	200	79,400	73,500	38,900	6,400	99,000	88,700	1,800
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	1,376		3,137	4,979	6,827	6,946	6,864	6,882	6,892	5,542	3,767	1,887
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金												
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	248											
	9. その他	501											
計	248	18,401	15,737	6,979	7,027	86,246	80,364	45,782	13,292	104,542	92,467	3,687	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額													
(B)純計	248	18,401	15,737	6,979	7,027	86,246	80,364	45,782	13,292	104,542	92,467	3,687	
資本的支出	1. 建設改良費	970		12,678	2,004	239	79,488	73,534	38,986	6,464	99,075	88,720	1,868
	うち職員給与費												
	2. 企業償還金	49,253	47,019	43,375	42,698	43,733	42,454	39,153	30,628	25,409	20,444	15,585	14,809
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
5. その他													
計	50,223	47,019	56,053	44,702	43,972	121,942	112,687	69,614	31,873	119,519	104,305	16,677	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	49,975	28,618	40,316	37,723	36,945	35,696	32,323	23,832	18,581	14,977	11,838	12,990	
補填財源	1. 損益勘定留保資金		43,518	△ 32,831	20,304	24,823	21,915	20,764	12,202	10,440	△ 511	3,580	9,309
	2. 利益剰余金処分額	49,975											
	3. 繰越工事資金												
	4. その他			73,147	17,419	12,122	13,781	11,559	11,630	8,141	15,488	8,258	3,681
計	49,975	43,518	40,316	37,723	36,945	35,696	32,323	23,832	18,581	14,977	11,838	12,990	
補填財源不足額		△ 14,900											
他会計借入金残高													
企業償還金残高	356,288	324,169	293,394	252,696	209,163	246,109	280,456	288,728	269,719	348,275	421,390	408,381	

○他会計繰入金 (単位:千円)

区分	年度												
	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
収益的収支分	うち基準内繰入金	93,624	81,863	81,863	80,021	78,173	78,154	78,136	78,118	78,108	79,458	81,233	83,113
	うち基準外繰入金	60,640	49,143	49,143	49,488	49,118	48,502	49,251	49,150	50,493	50,725	53,475	57,832
	計	32,984	32,720	32,720	30,533	29,055	29,652	28,885	28,968	27,615	28,733	27,758	25,281
資本的収支分	うち基準内繰入金	1,376	3,137	3,137	4,979	6,827	6,846	6,864	6,882	6,892	5,542	3,767	1,887
	うち基準外繰入金	1,376	3,137	3,137	4,979	6,827	6,846	6,864	6,882	6,892	5,542	3,767	1,887
	計	95,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000
合計	76,000	76,000	76,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	

原価計算表

供用開始年月日 平成2年10月1日(笠原地区)
 処理区域内人口 2,557人(R6.4.1現在)
 計算期間 自R7年4月至R12年3月
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	※ 最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 31,218	千円 30,299	千円	千円 30,299
受 託 工 事 収 益	1,714	0		0
そ の 他	76,000	130,882		130,882
合 計	108,932	161,182	0	161,182

支出の部

項 目	金 額				
	※ 最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)	
管渠費	人件費	千円	千円	千円	千円
	給 料	0	0	0	0
	諸 手 当	0	0	0	0
	福 利 費	0	0	0	0
	修 繕 費	0	0	0	0
	材 料 費	0	0	0	0
	路 面 復 旧 費	0	0	0	0
	委 託 料	895	522	0	522
そ の 他	0	0	0	0	
小 計	895	522	0	522	
ポンプ場費	人件費	千円	千円	千円	千円
	給 料	0	0	0	0
	諸 手 当	0	0	0	0
	福 利 費	0	0	0	0
	動 力 費	0	0	0	0
	修 繕 費	0	0	0	0
	材 料 費	0	0	0	0
	薬 品 費	0	0	0	0
委 託 料	0	0	0	0	
そ の 他	0	0	0	0	
小 計	0	0	0	0	
処理場費	人件費	千円	千円	千円	千円
	給 料	0	0	0	0
	諸 手 当	0	0	0	0
	福 利 費	0	0	0	0
	動 力 費	9,529	10,736	0	10,736
	修 繕 費	5,493	6,237	0	6,237
	材 料 費	366	380	0	380
	薬 品 費	0	0	0	0
委 託 料	15,514	22,483	0	22,483	
そ の 他	3,829	4,704	0	4,704	
小 計	34,731	44,540	0	44,540	

支 出 の 部

項 目	金 額				
	※ 最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)－(B)	
一般管理費	給料	3,462	3,124	2,324	800
	人件費	1,423	1,311	0	1,311
	諸手当	956	899	0	899
	福利費	0	0	0	0
	流域下水道管理運営費負担金	463	916	0	916
	委託料	1,987	1,709	0	1,709
その他					
小計	8,291	7,959	2,324	5,636	
資本費	支払利息	4,344	2,248	2,248	0
	減価償却費	49,253	96,141	96,141	0
	企業債取扱諸費	0	0	0	0
小計	53,597	98,390	98,390	0	
合計 (Y)	97,514	151,411	100,713	50,698	

資産維持費 (Z)	8,728
使用料対象経費 (Y) + (Z)	59,426

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.51$$

<使用料水準についての説明>

直近の決算(令和5年度)の経費回収率は、総額101,760千円のうち、使用料対象経費は44,903千円、使用料収入が30,901千円であり、経費回収率は68.8%となっているが、これは、公営企業会計に移行するにあたり打ち切り決算を行ったため、比率が上昇したと考えられる。

資産維持費については、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、算定し、5年間で43,640千円とし、年平均8,728千円とした。これは、現行の施設を維持していくことを前提に算定されており、今後、公共下水道への接続に併せて、資産維持費も見直す必要がある。

使用料対象経費50,698千円(5年間297,130千円)に対し、使用料収入は30,299千円(5年間151,497千円)であり、使用料収入で費用を賅っていない。平均回収率は59.8%と見込んでおり、資産維持費も含め、すべての経費を賅う(経費回収率100%)ためには、約96%の料金改定が必要となる。

しかしながら、令和5年度の処理区域内人口は2,557人であり、料金水準については、慎重に判断する必要がある。

※「最近1箇年間の実績」については、公営企業会計移行前(官庁会計)の決算のため、税込みでの計上となっている。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。



鴻巣市農業集落排水事業経営戦略 改訂版

発行日 令和8年3月

編集・発行 鴻巣市上下水道部経営業務課

〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央 1-1

TEL 048-541-1321

FAX 048-577-8135
